

第4号 2007.4.27 <http://www.kanto-chizai.com/>

このメールマガジンは、購読を希望された方、広域関東圏知的財産戦略本部関係者、知的財産に関する企業・機関のご担当者、パテントソリューションフェアに出展申込された方、ご来場頂いた方に配信しております。

【 目 次 】

- 1, 平成 19 年度 特許出願に関する先行技術調査の支援事業のお知らせ
- 2, 「戦略的な知的財産管理に向けて - 技術経営力を高めるために -  
＜知財戦略事例集＞」のご案内
- 3, 「知財で元気な企業 2007」の取りまとめについて
- 4, 「発明の日フェア 2007」開催結果について
- 5, お知らせ ( 1 件 )
- 6, 事務局メモ・・・特許庁職員が貴方の会社を訪問して知的財産権制度等についてご説明します！！

- 1, 平成 19 年度 特許出願に関する先行技術調査の支援事業のお知らせ

本年度の特許出願に関する先行技術調査支援事業の受付が始まりました。この制度は、中小企業・個人出願人からの依頼により、出願後、審査請求前の特許出願について調査事業者が無料で先行技術調査を行い、調査結果を出願人に送付するものです。この調査結果をもとに審査請求を行うか、あるいは補正をするかなどの判断の参考にご活用いただけます。

詳細についてはこちら

[http://www.jpo.go.jp/torikumi/chushou/senkou\\_chousa.htm](http://www.jpo.go.jp/torikumi/chushou/senkou_chousa.htm)

- 2, 「戦略的な知的財産管理に向けて - 技術経営力を高めるために -  
＜知財戦略事例集＞」のご案内

各企業が自社に最適な知財戦略を推進するために、考慮すべき観点や留意点を示すことを目的として「戦略的な知的財産管理に向けて - 技術経営力を高めるために - <知財戦略事例集>」が作成されました。この事例集は国内外企業 150 社（欧米企業 20 社含）へのヒアリングから得られた約 600 の事例（うち約 100 の失敗事例）が掲載されています。各企業において、これらの豊富な事例の中から、自社の体制・環境等に適合するものを参考にすることで、より高度な知財戦略の構築に役立てると思います。是非ご一読下さい。

詳細についてはこちら

[http://www.jpo.go.jp/torikumi/hiroba/chiteki\\_keieiryoku.htm](http://www.jpo.go.jp/torikumi/hiroba/chiteki_keieiryoku.htm)

### 3 , 「知財で元気な企業 2007」の取りまとめについて

先進的な企業の取組事例を紹介することにより、中小企業を含む多くの企業において戦略的な知財の管理・活用が促進されることを期待し、4月18日の「発明の日」に合わせて「知財で元気な企業 2007」を取りまとめました。全掲載企業数は110社、関東地域は26社が掲載されております。先の「知財戦略事例集」と併せ、戦略的な知財の管理・活用のために是非ご一読下さい。

詳細についてはこちら

[http://www.jpo.go.jp/torikumi/hiroba/chizai\\_genki\\_2007.htm](http://www.jpo.go.jp/torikumi/hiroba/chizai_genki_2007.htm)

### 4 , 「発明の日フェア 2007」開催結果について

4月21日(土)に開催しました「発明の日フェア 2007」(於:新潟県民会館)におきましては、関係各位の多大なるご協力を得まして、盛況のうちに無事終えることができました。

サイエンスショー・各教室の定員・保護者等を合わせ、約1000名の皆様にご来場いただくことができました。

「県民会館」での開催ということで、常設展示の催しがある場所ではないことから、すべて事前申込みということで対応させていただきましたが、定員を超えての申込みのプログラムもあり、子供達には興味あるイベントだったのではないかと思います。参加できた子どもたちに「ものづくり」の面白さ、「発明」や「工夫」への関心がわくきっかけに少しでもなれば、うれしい限りです。

その他のイベント・セミナー情報についてはこちらをご覧ください

<http://www.kanto-chizai.com/cal/index.cgi>

### 5 , お知らせ

#### (1) 意匠権の存続期間と登録料の改正について

意匠法等の一部を改正する法律(平成18年6月7日法律第55号)の施行により、平成19年4月1日以降の意匠登録出願から意匠権の存続期間が従来の15年から20年に延長されました。

このことにより、第16年から第20年までの登録料につきましては、第11年から第15年の登録料と同額を納付して頂くこととなります。

出願日により意匠権の存続期間が異なりますのでご注意ください。

詳細についてはこちら

[http://www.jpo.go.jp/tetuzuki/ryoukin/isyuu\\_ryoukin\\_kaisei19.htm](http://www.jpo.go.jp/tetuzuki/ryoukin/isyuu_ryoukin_kaisei19.htm)

また、平成 19 年 4 月 1 日以降にした意匠登録出願の登録料の納付においては、出願人は納付と同時に意匠を秘密にすることを請求することができます。この場合には、納付者の欄に押印又は識別ラベルを貼付し、登録料と秘密意匠の請求手数料の合算額を納付（特許印紙の貼付）しなければなりません。

納付書の様式等についてはこちら

<http://www.inpit.go.jp/appli/form/index.html>

6 , 事務局メモ・・・特許庁職員が貴方の会社を訪問して  
知的財産権制度等についてご説明します！！

特許庁の「産業財産権専門官」は、中小企業への知的財産権制度の普及・啓発を仕事としています。

知的財産権制度の概要や、無料先行技術調査制度・審査請求料等の軽減制度・早期審査制度などの各種支援策について、貴方の会社を訪問してご説明いたします。費用は一切かかりません。

社内での知財に関する説明会などのご希望がありましたら、関東経済産業局特許室（電話：048-600-0238）までご連絡ください。

このほかにも、「産業財産権専門官」の活用メニューがあります。詳しくは、「産業財産権専門官による中小企業等への知的財産関連支援について」をご覧ください。

<http://www.jpo.go.jp/cgi/link.cgi?url=/torikumi/chushou/chitekizaisan.htm>

購読希望・アドレス変更・配信停止・ご意見等ございましたらこちらへ  
E-mail : [kanto-chizai@meti.go.jp](mailto:kanto-chizai@meti.go.jp)

【 発行元・問い合わせ先 】

広域関東圏知的財産戦略本部（関東経済産業局・特許室）

埼玉県さいたま市中央区新都心1-1 合同庁舎1号館9階

TEL：048-600-0239 FAX：048-601-1303

URL：<http://www.kanto-chizai.com/>

E-mail：[kanto-chizai@meti.go.jp](mailto:kanto-chizai@meti.go.jp)